

## 「農業・農協改革」に関する意見書（案）

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政・関係機関・JAグループが一体となって取り組みを始めた矢先、政府は6月24日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化・独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討にあたっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正当に評価したうえで、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考えます。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方如何では、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されます。

つきましては、次期通常国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」において、下記事項に十分ご留意のうえ、現場の意見を反映されるよう強く要望します。

### 記

1. 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。
2. JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。
3. 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。

4. 全農は、J Aを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。
5. 中央会は、J Aの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月30日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣

内閣官房長官